

水道事業の災害対策の強化について

課題

- 水道の基幹施設が損傷し、水道を供給できない状況が長期化した令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、**災害対策は必要不可欠と再認識**
- 道路法の改正に伴い、不要となった占用物の取扱いが強化され、**工期の長期化や撤去に要する費用負担増**が懸念される
- 橋梁への水道管添架及び仮設間の設置については、**現在統一基準がなく**各地域の許認可担当ごとで対応が異なる

災害復興の円滑化

◆ 令和6年能登半島地震の被害状況

- ・能登半島地震では、基幹施設の耐震化が未実施であった地域で影響が長期化
- ・地盤崩壊や津波、液状化等が発生
- ・交通手段が被災したため、稼働時間の多くを移動に費やす必要があった
→ **活動拠点や宿泊施設の確保が難航**し、被害の長期化につながった

断水戸数 (石川県、富山県、新潟県、福井県、 長野県、岐阜県)	約13万7千戸
最大断水日数	約5か月

【珠洲市】取水口損傷
【珠洲市】水管橋損傷



問題!

国・行政部局・水道事業者及び関係団体間の連携強化が必要!
国中心の活動拠点や宿泊施設を確保・応援水道事業者への提供が必要!

要望

- ・災害からの復興の円滑化に資するため、**国・行政部局・水道事業者及び関係団体間における連携強化のための支援体制の構築** 【要望事項(1)】
- ・国が中心となり**活動拠点や宿泊施設を確保**し、実際に応援活動の実務を担う**応援水道事業者への提供が可能となる仕組みを構築**すること【要望事項(2)】

管路の更新に伴い発生する残留管について

改正後[道路法] (原状回復)第40条 第1項
道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、**占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。**
ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

- ・工期の長期化に伴い受注者の施工体制に影響が及ぶ
- ・既設管の撤去に要する費用が重い負担になる

問題!

要望

- ・管路更新時に発生する残留管について、**道路法第40条第1項ただし書きの類推適用により、現状回復が不適当な場合として取り扱うこと** 【要望事項(5)】

その他

- ・内閣府の「**大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ**」の検討を踏まえた**国や水道事業者の連携方法の検討及びマニュアルの作成** 【要望事項(3)】
- ・**機動的な予算執行が可能な公営企業会計制度の仕組みの検討** 【要望事項(4)】
- ・橋梁への水道管添架及び仮設管の設置に係る**載荷重について、国として統一的な基準等の早期策定を行うこと** 【要望事項(6)】